

第 2 号議案

会費の償却について

(案)

定款第 8 条の資格要件及び同第 9 条の義務を有する当機関の会員は、定款第 5 条第 1 項に基づき、当機関に対し、毎年度、会費の請求の通知を受けてから 1 か月以内に、会費を納入しなければならない。

この度、当機関の会費の請求に対し、会費の納入がなされていない当機関の会員 2 社に対して、今後、当機関がその会員が対し、引き続き会費の請求をしても、会費が納入される可能性が少ない、もしくは可能性がないことから、2 社に対しての会費を償却し、当機関損益計算書の雑損失として計上することとする。

記

1. 会費償却対象会員

合計 2 社

・ A 社

・ B 社

2. 償却金額

合計 3 万円（消費税不課税）

・ 2 0 1 8 年度会費 合計 1 万円（消費税不課税）

・ 2 0 1 9 年度会費 合計 1 万円（消費税不課税）

・ 2 0 2 0 年度会費 合計 1 万円（消費税不課税）

3. 償却時期

2 0 2 2 年 3 月末日

4. 償却理由

（1）破産

（2）登録の取消し（電気事業法第二条の九）

< 参照条文 >

○定款（抄）

（資格）

第 8 条 本機関の会員の資格を有する者は、次の各号の電気事業者に限る。

- 一 一般送配電事業者
- 二 送電事業者
- 三 特定送配電事業者
- 四 小売電気事業者
- 五 発電事業者

(加入)

第9条 本機関に会員として加入しようとする者は、法第28条の11第

2項の規定により、本機関に対し書面又は電磁的方法で加入する手続をとらなければならない。

2 本機関に加入する手続をとった者は、次の各号に掲げる電気事業者の区分にしたがって、同号に掲げる日をもって、会員たる地位を取得する。

- 一 小売電気事業者 経済産業大臣による電気事業の登録を受けた日
- 二 一般送配電事業者及び送電事業者 経済産業大臣による電気事業の許可を受けた日
- 三 特定送配電事業者及び発電事業者 経済産業大臣への電気事業の届出が受理された日

3 次の各号に掲げる者は、同号に掲げる日をもって会員たる地位を取得する。こ

の場合において、会員たる地位を取得した者は、直ちにその旨及びその理由を本機関に通知しなければならない。

- 一 電気事業（複数の電気事業を営む法人の分割にあつては各電気事業をいう。以下、本項において同じ。）の全部を譲り受けた者 当該事業の譲受けの効力が生じた日
- 二 電気事業者たる法人の合併により合併後存続する法人、合併により設立した法人又は分割により電気事業の全部を承継した法人 当該合併又は分割の効力が生じた日
- 三 電気事業者の地位を承継した相続人 相続があつた日 会員は、毎年度、会費の請求の通知を受けてから1か月以内に、会費を納入しなければならない。

（会費）

第54条 会員は、毎年度、会費の請求の通知を受けてから1か月以内に、会費を納入しなければならない。

（略）

【添付資料】

別紙1：会費償却対象会員A社について

別紙 2：会費償却対象会員 B 社について

※別紙 1 及び別紙 2 については、業務規程第 5 条第 2 項第 3 号に掲げるもの（本機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの）及び情報管理規程第 4 条の規定に基づく秘密情報（外部秘）に該当するため、非公表とする。

以 上